

水と緑



人のいきかう

高島市



第95号

高島市議会だより



令和6年6月定例会報告

委員会報告…………… 2

一般質問…………… 4

審議結果…………… 16



総務 常任委員会

委員長 河越 安実治

議第53号 高島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条文の追加など所要の改正を行うもの。

採決の結果

「賛成多数」で「可決すべきもの」と決定しました。

この他、付託された2議案については、「賛成全員」で「可決すべきもの」と決定しました。

本会議での討論

議第53号 高島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

賛成

今城 克啓 議員

市が行ってきた情報連携を行う事務の範囲に変更はなく、改正番号法との整合を図る上での文言整理にとどまるもの。個人番号活用で、市の行政事務ならびに行政サービスを円滑かつ継続して実施する上で必要不可欠な条例改正である。

反対

森脇 徹 議員

市の適用範囲を拡充する条例改正だが、市民の信頼を前提にした改正とは言えない。マイナンバー偽造を見抜けず悪用され、抜本対策が構築されないまま健康保険証との一体化含む実施日を特定する政令発布と条例改正だ。



文教福祉 常任委員会

委員長 磯部 亜希

議第54号 高島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

高島市民病院針畑診療所となっている針畑休憩所が廃止されることに伴い、当該診療所の位置を変更するため、所要の改正を行うもの。

採決の結果

「賛成全員」で「可決すべきもの」と決定しました。

この他、付託された2議案についても、「賛成全員」で「可決すべきもの」と決定しました。

産業建設 常任委員会

委員長 福井 節子

議第58号 高島市水道布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案

水道法、水道法施行令および水道法施行規則の一部改正に伴い、水道布設工事監督者および水道技術管理者の資格基準等について、所要の改正を行うもの。

採決の結果

「賛成全員」で「可決すべきもの」と決定しました。

この他、付託された1議案についても、「賛成全員」で「可決すべきもの」と決定しました。



予算 常任委員会

委員長 廣部 真造

補正予算の主な事業

○予防接種事業

新型コロナウイルス感染症が予防接種法上のB類疾病と位置付けられたことに伴い、定期接種を実施するための経費を計上します。

○中学校施設改修事業・社会体育施設維持補修事業

市内6中学校の体育館および新旭体育館に空調設備を設置するための設計業務に要する費用を計上します。

採決の結果

予算常任委員会が付託を受けた1議案は、「賛成全員」により「可決すべきもの」と決定しました。



意見書

J R湖西線の自然事象による運転見合わせへの 対策強化を求める意見書を可決しました

J R湖西線は、沿線住民にとって貴重な公共交通機関であり、北陸と京阪神を最短距離で結ぶ、重要な幹線ルートでもある。

特に本市にとっては、市外につながる唯一の公共交通機関であり、通勤・通学等で日々多くの市民が利用している。

そうした中、これまでからJ R湖西線は他路線と比べ自然現象（強風等）による運転見合わせが多く発生している。特に昨年度は晩秋から春先にかけて運転見合わせが頻発し、市民生活に大きな影響を及ぼしたところである。

このことは、高島市だけでなく、沿線の大津市、長浜市の市民生活にも大きな影響を与えている。加えて、北陸新幹線敦賀駅延伸により、北陸から京阪神へ向かう乗客にも影響を及ぼすなど、県域を越えた大きな課題となっている。

このように、運転見合わせは、沿線住民の通勤・通学をはじめとする日常生活や地域の観光振興、地域づくり、ひいては地方創生の取組にも悪影響を及ぼしている。特に市外へ向かう代替公共交通機関がない本市にとっては、より深刻な問題となっている。

このような現状を十分に把握し、運転見合わせ回数の削減のための対策強化、運転見合わせ時の代替手段の検討など、課題解決に向けた取組の推進を進めていただくとともに、事業者に対しても、強く働きかけていただくよう求めるものである。

以上の内容を可決し、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、国土交通大臣、滋賀県知事 あてに提出しました。



藍原 章 議員

外国人材の受け入れと 多文化共生社会の実現に ついて

問

外国人材の受け入れと、多文化共生社会の実現に向けた本市の取り組みを問う

答

相談案内対応や外国人の児童生徒に対する支援など、複数分野にわたる生活支援に取り組んでいます

国は外国人材の技能実習制度を改め、はつきりと労働者としての人材確保と人材育成とした「育成就労制度」の方針を明確にした。本市の外国人材が地域の新たな担い手として定着できるよう、外国人材に対する積極的な受入支援や暮らしやすい多文化共生支援が重要である。

問

外国人材の受け入れと、多文化共生社会の実現に向けた本市の取り組みを問う。

答

政策部長

高島市国際協会への委託を

通じての異文化交流・翻訳・

日本語教室の開催、相談案内対応や、市ホームページの多言語翻訳ならびに、市役所窓口に来られた日本語が話せない外国人の方に対して自動翻訳機を活用した窓口対応、さらに外国人の児童生徒に対する学校生活への適応支援など、複数分野にわたる生活支援を中心とした取り組みを行っています。

問

外国人材を受け入れたい企業への支援について問う。

答

商工観光部長

外国人材の受入支援は、こ

れまでから滋賀労働局を通じて助成金等の様々な支援制度が用意されているほか、滋賀県外国人材受入サポートセンターでの受入相談やマッチング支援等が実施されており、相談があつた際は、制度に精通し実例を蓄積している支援機関に繋いでいます。

問

外国人材の宿舎として、市営住宅・空き家の活用について問う。

答

都市整備部長

市営住宅には、入居者の収

答

市民生活部長

入に応じて一般市営住宅と特定公共賃貸住宅等があり、どちらも入居に際して国籍等の要件はなく、市内で労働されている外国人材の方も既に入居されています。なお、市営住宅の制度では、入居できるのは個人となっており、企業、法人等が従業員用の宿舎として借りることはできません。

外国籍の方からの相談については、令和4年度には6件、令和5年度には13件あり、移住件数は2年間で9件でした。今後においても、市への移住・定住と地域の活性化を図るために、より一層空き家の有効活用に取り組んでまいります。

その他の質問

サーキュラーエコノミー（循環経済）について





河越 安実治 議員

不法投棄行為の防止策について

問

市内の不法投棄の現状と把握、不法投棄を防止するための取り組みについて問う

答

17名の市民の方に不法投棄監視員として定期的なパトロールを実施、滋賀県、高島署と連携し看板設置等で未然防止に努めています

問

市と滋賀県、警察等とは、どのような連携を図っているのか、また役割はどうなっているのか。

答

環境部長

少量の散在性ごみについては、不法投棄監視員または市の職員で撤去していますが、大量のごみの場合については、土地所有者の調査を行い連絡するとともに、高島警察署へ通報し、現地において市と県も立ち合いを行い、現地の投棄物から不法投棄行為者の特定を行っており、昨年度の摘発件数は2件でした。また、産業廃棄物については滋賀県の所管ですが、現地での確認や撤去に向けての対応など、連携を図りながら実施をしています。

問

不法投棄を未然防止するための新たな取り組みとして、監視カメラの設置が有効だと考えるが、市の見解を伺う。

答

環境部長

監視カメラの制度につきましては高島市では今はありませんが、その監視カメラの貸与を制度化している自治体も既にございます。監視カメラ

の設置・運用については、個人情報情報の観点から手続きや対策も必要となりますし、設置場所をはじめ、誰を対象として貸与するのか、また、設置に伴う経費の取り扱いなどをどうするのか、さらには設置によってどれだけの成果があるのか等、先進事例も参考にしながら、今後、調査・研究してまいりたいと考えています。





廣部 真造 議員

『わたSHIGA輝く
国スポ・障スポ 2025』
開催にあたって

問

各競技の応援や観戦に来られる皆さんが、各競技会場へのアクセス方法が簡単にわかるような工夫をしてはどうか

答

ホームページに掲載し、案内をさせていただく予定であります

答 商工観光部長

るモデルコースを提案してはどうか。

問 市のホームページでの競技会場へのアクセス方法の情報掲載についてどうするのか。

答 スポーツ振興部長

安全でスムーズに大会会場にお越しいただけるよう、競技会場および駐車場、最寄り駅からのシャトルバス運行計画等の情報を簡単に取得できるよう工夫をして、ホームページに掲載し、案内をさせていただく予定です。

問 JR湖西線が気象状況等により運休した場合の対応についてどうするのか。

答 スポーツ振興部長

最寄り駅や競技会場に案内

答 スポーツ振興部長

大会期間中にJR湖西線が気象状況等により運休となった場合の対応につきまして、県や関係機関および関係団体等と協議し、臨時バスの運行や利用者への周知方法等、どのような対応が可能かも含めまして、輸送計画策定業務の中で、検討します。

問 来場者への高島市の特産品や観光地等の情報発信についてどうするのか。

答 スポーツ振興部長

所を設置し、競技や交通手段等の案内のほか、観光や物産品等の紹介をさせていただく予定をしています。競技会場では、物産品等の販売を促進するための売店や、郷土料理または地元食材を使用した料理を提供する、ふるまいコーナーの設置を計画しており、高島の魅力を全国に発信したいと考えています。

問 競技会場における観光案内において、各会場では比較的短い時間の滞在が想定されるが、空いた時間で観光ができる

地域公共交通利便性増進について

その他の質問



モデルコースを提案するのと、再び高島市に訪れていただけるきっかけの一つになるものと考えますことから、短時間で周遊できる観光スポットを選び、交通手段も含めまして、ご案内ができるようなものを、今後観光協会と協議、調整を図っていききたいと考えています。



板持 文子 議員

学校における PTA 活動が円滑に推進されるために

問 小中学校の PTA 入会の意思確認や入会届、個人情報取扱の同意確認がされているかを把握しているか

答 PTA は公の支配に属しない任意の社会教育関係団体と位置付けられ、PTA に限らず他の社会教育関係団体の運営についても把握していないところだ

なる対応になっていないか
⑤ 今後の PTA 活動の在り方である。
子どもたちの健やかな成長のため、重要な役割を担う PTA 活動に誰もが参加しやすい環境作りが求められている。

問 小中学校の PTA 入会の意思確認や入会届、個人情報取扱の同意確認がされているかを把握しているか。
答 教育指導部長

PTA は子どもたちの健全な成長を図るため、保護者と

教職員で組織される公の支配に属しない任意の社会教育関係団体と位置付けられています。社会教育法においては、「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、またはその事業に干渉を加えてはならない」と定められていることから、PTA に限らず、他の社会教育関係団体の運営に関わる内容についても把握していないところです。

問 日頃熱心に頑張っておられ

る PTA の方からも、今の課題をどうしたら良いのか悩んでいるとの声がある。PTA に関する課題解決を市が支援し、適正化・活性化を図る必要があるのではないかと。

答 教育指導部長

各 PTA の在り方や運営等については、個々の PTA がそれぞれ自主的に判断されるべきものであると考えています。学校の単位の PTA から団体としての求めがありましたら、それに応じて適切に指導または助言を行ってまいります。

昨今、学校と PTA 活動の課題が、メディア SNS でも全国的に話題になっている。主な課題は、
① PTA が任意加入の団体であること、入退会が本人の意思に基づくものであることが周知されているか
② PTA 会費の徴収について、十分な説明がされているか
③ 学校が保有している個人情報の取り扱いが適切にされているか
④ PTA 加入者が未加入者かによって、子どもたちに異



磯部 亜希 議員

限界集落をはじめとする 地域コミュニティの今後 について

問 支所の機能強化について問う

地域課題解決のために必要な体制を構築しており、職員数の確保が年々厳しい状況の中、現体制を堅持していきます

問 支所の機能強化について問う。

答 市民生活部長

まちづくり担当職員を配置し、地域担当職員が補佐しながら、区・自治会からの相談をお聞きし、課題解決に努めるとともに、住民自治協議会の運営に対しても必要な助言や業務を行っています。防災面では今年度、各支所長を「地域防災監」として任命し、平常時からの地域防災体制の強化を図っています。また、各支所間で情報を共有する場を定期的に設けるなど、地域課題解決のために必要な体制を構築しており、職員数の確保が年々厳しい状況の中、現体制を堅持していきます。

問 存続が難しい集落に特化した課題解決のための庁内組織について問う。

答 市民生活部長

現在、市内には202の区・自治会があり、限界集落は51、準限界集落は96で、全集落のうち約72%です。集落機能の維持継続の支援として各中学校区に住民自治協議会を設置し、財政支援のほか、各支所にまちづくり担当職員を配置し、さらには市職員の中から地域担当職員を各2名選任して、人的な面においても必要なサポートができる体制

をとっています。

人口減少問題は本市の最重要課題として全庁挙げて取り組んでおり、各部局間の連携調整、情報共有について全庁的な会議に諮っているため、新たな組織は考えていません。

問 集落支援員の設置状況について問う。

答 市民生活部長

「高島市地域コミュニティ推進指針」で、「住民自治協議会の事務局には、地域プロデューサーの役割を担う『集

落支援員』を置く」とこととしています。この集落支援員は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関して知見を有した人材を市が雇用し、集落の現状把握や維持・活性化対策を行うためのものです。現在、各住民自治協議会では事務局職員を雇用され、相談窓口の開設や区・自治会へ出向いての聞き取りなど、様々な形で支援いただいております。集落支援員の役割を担っていただいています。

その他の質問

・高島リビング・シフトについて
・中学校部活動の今後の取り組みについて



福井 節子 議員

加齢性難聴者の補聴器購入に、補助制度の創設を

問

WHOでは、軽い難聴の段階で補聴器をつけることを推奨しているが

答

一定の基準を満たし身体障害者手帳をお持ちいただくことで給付を受けることができます

ます。

問

高度難聴でなければ、身体障害者手帳の対象とならないのでは。

答 健康福祉部長

身体障害者手帳の対象になるには両耳70デシベル以上です。医師の診断や聴力検査で基準に該当された方が対象になります。

答 健康福祉部長

聴力だけでなく、加齢による身体機能の低下などによる介護・フレイル予防のために、出前講座や運動教室などに組んでいきます。

問

「聞こえにくさにより外出を控えたり、会話を避けたりするなど活力の低下を招き、社会的孤立につながる」と、答弁があった。認知機能低下を防ぐため、補聴器の有効性や普及についての広報等に取組まれているか。

問 加齢性難聴の方の補聴器購入に、市独自の補助制度の創設をすべきでは。

答 健康福祉部長

難聴など聴覚に一定の障がいがあり、日常生活に支障のある方には、身体障害者手帳をお持ちいただくことで、補装具費支給事業により、補聴器の購入に要する費用に対し給付を受けていただくことができます。まずは、身体障害者手帳を取得していただいたうえで、制度をご利用いただいています。なお、高齢者福祉施策の充実の観点から、全国市長会等から国に対し補助制度の創設の提言がされている。

答 健康福祉部長

加齢に伴う身体機能の低下は、誰にでもおこることであり、助成制度の実施には、一定の財源も必要になります。



問 世界保健機構（WHO）では、軽い難聴の段階で補聴器をつけることを推奨しているが。

答 健康福祉部長

一定の基準を満たし、身体障害者手帳を取得していただくことで、補聴器購入費用に

答 健康福祉部長

身体障害者手帳を持てば、自己負担が基本1割です。加齢による身体機能の低下は、どなたにも起こりうるものであり、全国共通の課題であることから、助成制度は国の責任で実施すべきと考えます。

問

社会的孤立を生まないよう、国・県の支援策が確立するまで、市での支援策を求めたいがどうか。



森脇 徹 議員

人生の最終段階を住み慣れた高島で、希望に寄り添った最期が過ごせるように

問

余命宣告を受けた患者さんが、高島で安心して療養できる地域包括ケアシステムの整備は

答

ご本人の希望に沿いながら、住み慣れた地域で安心して生活していただけるよう、システムの更なる充実に努めます

問

「緩和ケア病棟」は高島にはないがターミナルケアでの生活を市内で望む方が、住み慣れた高島で安心して療養できる医療介護施設、地域包括ケアシステムでの整備は充分か。

答 健康福祉部長

人生の最終段階を迎える前に「たかしまマイウェイノート」を作成する中でご本人の意思が尊重され、その人らしい生き方ができるよう、人生の最期をどう過ごすか、どのような治療や介護を希望するかについてご家族等で人生会議を開き、書き留めていただいております。

答 健康福祉部長

市の調査では、人生の最期を迎えたい場所を「自宅」と回答された方が54.4%、次いで「病院」、「介護施設」の順です。自宅を希望されるのであれば、往診できる医療機関や訪問看護・介護サービスなどが連携し、ご本人やご家族

族の意向に沿った生活を最期まで支援することが必要となります。そのため、医師会のご協力のもと在宅医療連携コーディネーターを配置し、医療と介護の連携推進を図っています。

族の意向に沿った生活を最期まで支援することが必要となります。そのため、医師会のご協力のもと在宅医療連携コーディネーターを配置し、医療と介護の連携推進を図っています。

問 市民病院の緩和ケア外来とがん患者相談支援センター

は、患者の拠り所となっており、地域で安心して生活できる道筋を歩む上での現状と課題は。

答 病院事務部長

患者様やご家族から早期に

答 病院事務部長

問 市民病院は、地域がん診療病院として、がん専門病棟を視野に入れているか。

ご相談いただくことで、主治医や関係者との連携が図れ安心の生活に繋がると考えます。また、終末期の患者様の意思は変化しやすく、本人や家族等との話し合いを繰り返すことが課題です。

緩和ケア病棟は、個室にするなど建物の大幅な改造や専門医師・看護師の増員が必要となることから、計画はございません。しかし、緩和ケア認定看護師や他職種による緩和ケアチームで、患者様に寄り添った支援を行っております。

その他の質問

- ・所有者不明農地の対応マニュアルについて
- ・いちご農園補助金未回収問題、二度と起こさない市規定を



今城 克啓 議員

問 泰山寺野の観光地としての可能性についてはどのように考えているのか。

答 商工観光部長

泰山寺野の魅力である「農業」を主体とする取り組みが、この地域での人の交流を促進し、これからの持続可能な地域づくりに繋がっていくものと考えています。



独自の魅力を活かして人を呼び込む地域づくりと新ごみ処理施設の整備について

問

景観への影響が大きい場所と考えるが、いかがか

答

大学との連携も行いながら、景観に十分配慮し検討してまいります

問 泰山寺野独特の美しい景観は、高島市を取り巻く山々や琵琶湖を一望する雄大な自然景観と、近代の文化遺産と言える広大な開拓農地が作りだした景観とが融合したものです。この景観について、重要な文化的景観への選定を目指してはいかがか。

答 教育総務部長

市内の3つの重要な文化的景観地域は、有識者による候補地の選定後、詳細な調査と保存計画の策定を経て、国の選定を受けたものです。市では、選定地域の住民によるま

ちづくり協議会を中心とした活動の着実な推進に取り組んでおり、新たな地域について選定を目指す予定はございません。

問 文化的な価値についてはどうか。

答 教育総務部長

大規模な山岳寺院が存在した地域であり、その地域や自然、歴史を含めて重要な土地であったと思われますが、調査を実施していないため、価値を明らかにする材料を持ち合わせておりません。

問 泰山寺野への訪問客の視点到立つことについてはどのように考えているのか。

答 環境部長

泰山寺野の景観は比良山系を借景とした南西部が特に魅力的でありますことから、新ごみ処理施設は最も影響の少ない位置としております。

また、施設の意匠や配置を工夫し、緑化による緩衝帯を設置する等、周辺景観と調和がとれるよう十分検討し、地域の様々な生業や取り組みにも配慮することが必要であると考えています。

問 私の認識では景観への影響が大きい場所と考えるが、いかがか。

答 環境部長

地域の景観に十分配慮した基本計画を策定したところで、今後においても、大学との連携も行いながら、さらに地域の皆様のご意見を伺い、景観に十分配慮し検討してまいります。



高木 広和 議員

農産物等輸出拡大施設整備事業(いちご農園施設建設)補助金未返還事案について

問 いちご農園予定地はどのような経過になるのか、今後の見通しは

答 今後の見通しについては、当事者同士の意思決定事項ですので、市としてお答えをする立場にはありません

問 県は市に対して概算払いをするつもりはあったのか。

答 総務部長

事故繰越も認められませんでしたが、概算払いについても認められないという結果であります。

問 国の補助金交付決定が取り消された後に実施した工事関係費用に、高島市が概算払いした市費が使われることは絶対にあつてはならないが、市はそのことをチェックされているのか。

答 総務部長

賃貸借契約については民民の契約であり、今後の見通しについては、当事者同士の意思決定事項ですので、市としてお答えをする立場にはありません。

高島市は令和4年6月に3億7375万円を市費で概算払いされていたことが、令和5年5月に明らかになった。

問 国への概算払いの請求についてはどのように考えていたのか。

答 総務部長

概算払いの請求は、あくまでも現場における出来高のみが対象という指示でありました。その後令和5年3月3日に県から今年度中の概算払いはできないとの通知があり、

さらに事故繰越についても承認を得られず、結果的に令和5年4月17日付けで県から交付決定の取り消し通知が出されたところです。

問 滋賀県がこの補助金に対しての概算払いを認めるときは、事業の進捗払いが原則ということを高島市は理解をされていたか。

答 総務部長

概算払いの件については、現在係争中ですので、ご理解をいただきたいと思います。

答 総務部長

訴訟提起決定後は相手方との直接の連絡は行っておりませんし、現在も訴訟係争中ですので、その旨ご理解をお願いします。

問 基礎工事や地盤改良もされている農地もあり、元の農地に戻すことも大変困難であると考えられる。

いちご農園予定地はどのような経過になるのかと、今後の見通しなど伺う。



藤田 昭 議員

福井市長に対して提出されたいちご農園補助金問題「公開質問状」について

問

昨年9月に市議会が全会一致で刑事告訴をするように決議をしているが

答

刑事訴訟を視野に顧問弁護士と協議をしていますが、様々なハードルがあり慎重に対応いただいています

問

今回のいちご問題について、市長はじめ市の農林水産部長も間違っていない、全く瑕疵は無いとの話。昨年9月に市議会が全会一致で刑事告訴をするように決議をしているが。

答

市長

刑事訴訟を視野に顧問弁護士と協議をしています、様々なハードルがあり慎重に対応いただいているところでございます。

問

概算払いというのは、文字通り「概算」であり、何を概算したのが問題で、この「何」にあたるのが金額の根拠であり、概算の対象となるのは何らかの出来高が必要と考えらる。

しかし、補助事業がその概算払いの部分だけ完成していない。

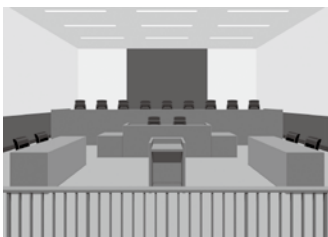
株風車と株COSMOとの契約書にある支払計画によると、契約書の中では6月末に着手金を支払うとの契約である。

市が支払った金額は概算払

答 総務部長

問 公益上の必要性判断は、補助金の交付について公益上の必要性という要件が課せられているが、これは恣意的な補助金交付によって市の財政秩序を乱すことを防止するためと解するが。

答 補助金の交付については、著しい不公平また法令違反等が無い限り、市長の裁量権が認められています。なお、概算払いの妥当是非については、係争中であることから答弁を控えさせていただきます。





是永 宙 議員

近年、柔軟剤、芳香剤、香水、シャンプー、リンスなどの日用品から発生する香りをはじめとした化学物質によって、さまざまな健康被害が誘発される人が増えていて「香害」と呼ばれている。

香害で困っておられる人の生活の困難さは大きく、ご家族の困りも深刻だ。ただ、この問題に対する認知度の低さから、個人の体質としてとらえられ、周囲の理解も得にくく、困りや悩みを相談しづらい状況がある。

香害・化学物質過敏症について

問

香害や化学物質過敏症についての周知が必要では

答

快適な香りであっても、その香りで困っている人がおられることを理解いただくため、啓発に努めます

問

香害や化学物質過敏症に関する相談窓口はどこか。

答

健康福祉部長

健康に関することは健康推進課になります。また、日常の暮らしにかかる相談は、消費生活センターでも受けています。相談窓口では、医療機関の専門医への相談をお勧めしたり、化学物質過敏症でお悩みの方を支援しているNPO法人などの専門機関を案内したりします。

問

これまで市民からの香害や化学物質過敏症についての相談はあったか。

答

健康福祉部長

ここ数年間に健康推進課や消費生活センター、学校、子ども園で相談を受けています。相談内容としましては、近隣の洗濯物からの香りに関するものや、施設利用者の服の香りに関するもの等となっています。



問

香害などについての周知が必要では。

答

健康福祉部長

自分にとって快適な香りであっても、その香りで困っている方もおられることをご理解いただくため、国や県の広報に加え、市のホームページや広報誌等でも啓発します。

問

市職員の研修事項にも加えられるか。

答

健康福祉部長

香害や化学物質過敏症の原因になる物質は、皆さんが意識せずに接触している可能性もあります。誰もが安心して暮らしていくためには職員に限ったものではないので、広く皆様へ周知に努めてまいります。

その他の質問

難聴の人が暮らしやすく、コミュニケーションしやすいまちづくり



澤本 長俊 議員

湖西線の運休課題について

問

**重要課題として国や県など
取り組むべきだがどうか**

答

湖西線利便性向上プロジェクト推進協議会で
協議してまいります

問

湖西線利便性向上プロジェクト推進協議会は年1回の開催とのことだが、この頻度で本当に解決に向かうのか。市が事前に対策を考え、具体的な提案を協議会でしてこそ物が動くと考えるが如何か。

答

都市整備部長

この協議会の委員の構成は、滋賀県知事、各市長が委員となり、その下部組織として担当課長等が幹事となつて、様々な課題について事前
に議論をしています。昨年度の会議につきましては、湖西線開通50周年事業のこともあり、幹事会、実務者レベルを合わせると8回開催しています。

強風対策、運休時の対策等につきましては、事前に市において対応策、またそれに対する課題等を整理したうえで、幹事会、そして協議会に改めて問題提起し、協議検討を進める準備を進めてまいります。

て進めるべきと考えるが如何か。

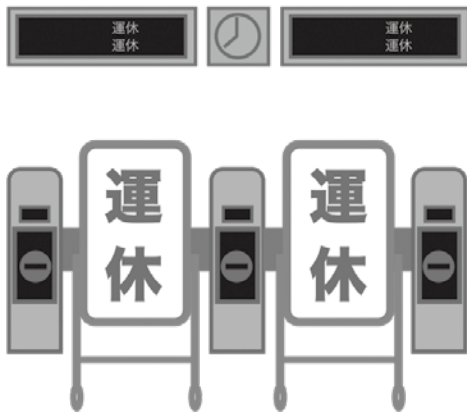
答 都市整備部長

湖西線は高島市にとって市外へのアクセスを考えたとき、公共交通機関では唯一の機関であることから、この運休課題は人口減少に大きな影響を及ぼしていると考え、運行事業者が民間企業であっても様々な角度から対策を考え、講じていかなければならないと考える。

問 防風柵の強化等、抜本的な対策を進めるため、高島市の重要課題に位置付け、運行事業者だけでなく、国や滋賀県、また大津市や長浜市と協力し

湖西線の運休対策や利便性向上は、大津市や長浜市と共有する課題であるだけでなく、3月に開通しました北陸新幹線敦賀駅以南の乗降客への対応など、県域を超える課題であると認識しています。

今後におきましても、県と3市で構成する「湖西線利便性向上プロジェクト推進協議会」等の場で、運転見合わせの回数削減、代替手段の検討、速やかな運転再開、迅速かつ



令和6年6月定例会 議案審議結果 (全員賛成分)

案 件 名			結 果
人 事	同意第5号	高島財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	同 意
	同意第6号	高島市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同 意
議 決	議第42号	専決処分につき承認を求めることについて（高島市税条例の一部を改正する条例） 令和6年3月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、4月1日から施行されたことに伴う所要の規定整備および引用条項ずれの改正等を行うため、令和6年3月31日に高島市税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったことに対して、承認を求めるもの。	承 認
	議第43号	専決処分につき承認を求めることについて（高島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） 令和6年3月30日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、4月1日から施行されたことに伴う課税限度額および軽減判定所得の見直しを行うため、令和6年3月31日に高島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったことに対して、承認を求めるもの。	承 認
	議第44号	専決処分につき承認を求めることについて（高島市過疎地域に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例） 令和6年3月30日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が公布され、4月1日から施行されたことに伴う課税免除の対象となる過疎地域の施設の適用期限について、令和9年3月31日までと変更されたことによる改正を行うため、令和6年3月31日に高島市過疎地域に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったことに対して、承認を求めるもの。	承 認
	議第45号	契約の締結につき議決を求めることについて（市道寺久保石庭線道路改良工事） 契 約 金 額 190,135,000円 相 手 方 株式会社栄 工 事 内 容 事業延長 664m	原案可決
	議第46号	財産の取得につき議決を求めることについて（消防団消防ポンプ自動車（CD-I型）の購入） 消防団消防ポンプ自動車（CD-I型）の購入（2台） 取得価格 63,734,000円 購 入 先 株式会社斉藤ポンプ工業 安曇川営業所	原案可決
	議第47号	財産の取得につき議決を求めることについて（安曇川学校給食センター給食コンテナの購入） 安曇川学校給食センター給食コンテナの購入 取得価格 31,658,000円 購 入 先 中村ガス株式会社	原案可決
	議第48号	財産の取得につき議決を求めることについて（安曇川学校給食センターコンテナイン消毒保管機の購入） 安曇川学校給食センターコンテナイン消毒保管機の購入 取得価格 36,168,000円 購 入 先 株式会社澤井デンキ	原案可決
	議第49号	財産の取得につき議決を求めることについて（高規格救急自動車の購入） 高規格救急自動車の購入 取得価格 36,674,000円 購 入 先 株式会社滋賀トヨタ	原案可決
	議第50号	財産の取得につき議決を求めることについて（除雪ドーザ13t級の購入） 除雪ドーザ13t級の購入 取得価格 25,410,000円 購 入 先 コマツ滋賀株式会社 湖西営業所	原案可決
	議第51号	高島市辺地総合整備計画の策定につき議決を求めることについて（鹿ヶ瀬辺地） 鹿ヶ瀬辺地に係る総合整備計画について、鹿ヶ瀬小白谷線の舗装や側溝、擁壁が経年劣化によりひび割れが発生していることから、通行者の安全を確保するため、改修工事を実施することに伴い計画を策定することにつき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。	原案可決
	議第52号	高島市辺地総合整備計画の策定につき議決を求めることについて（泰山寺辺地） 泰山寺辺地に係る総合整備計画について、当該地域の野生動物進入防止対策として整備した獣害防止柵が、整備後19年が経過し、老朽化が進行していることから、野生動物の侵入による農作物被害の拡大を防止し、当該地域の農業振興を図るため、獣害防止柵を改修することに伴い計画を策定することにつき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。	原案可決
条 例	議第54号	高島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
	議第55号	高島市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、保育所、小規模保育事業所等における満3歳以上の児童に係る保育士等の配置基準が見直されたことに伴い、小規模保育事業所等の保育士等の配置基準の改正を行うもの。	原案可決
	議第56号	高島市児童発達支援施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例において引用する法律の条項ずれを改めるため、所要の改正を行うもの。	原案可決
	議第57号	高島市朽木観光管理施設設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 高島市朽木観光管理施設「針畑休憩所」について、施設の老朽化等により本年12月末をもって廃止することに伴い、所要の改正を行うもの。	原案可決
	議第58号	高島市水道布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
予 算	議第59号	令和6年度高島市一般会計補正予算（第1号）案	原案可決
意 見 書	意見書第1号	J R湖西線の自然事象による運転見合わせへの対策強化を求める意見書案	原案可決

令和6年6月定例会 審議結果一覧（賛否が分かれた案件）

○…賛成 ●…反対 【会派の名称】 共産党→日本共産党高島市議団 夢ネット→夢ネットたかしま 公明会→高島公明会

会 派 名			至誠会		共産党		真志会		高島湖曜会		チーム高島		みどりの未来		夢ネット		公明会		無所属		無所属		無所属	
案 件			結 果		廣部真造	河越安美治	中川あゆこ	森脇徹	福井節子	磯部亜希	澤本長俊	今城克啓	高木広和	藤田昭	山下巧	是永宙	早川康生	早川浩徳	藍原章	万木豊	板持文子	廣本昌久		
議第53号	高島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
発議第3号	高島市議会議員定数条例の一部を改正する条例案の修正案	原案可決	●	●	●	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	-	
	高島市議会議員定数条例の一部を改正する条例案（修正部分を除く）	原案可決	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	-		

※廣本昌久議員は、議長のため採決に加わらない。

市議会議員表彰おめでとうございます。

市議会議員として長きにわたり議会の運営と地域の振興ならびに住民福祉の増進に貢献されたとして、全国市議会議長会から表彰を受けられました。

在職 30 年以上 森脇 徹 議員
 在職 20 年以上 福井 節子 議員
 在職 20 年以上 澤本 長俊 議員
 在職 15 年以上 廣本 昌久 議員



議員定数 16人に決着

議員発議で
提案、可決

高島市議会は最終日の6月27日、これまでの議員定数「18人」を「14人」とする発議第3号 高島市議会議員定数条例の一部を改正する条例案が議員発議で提案されました。
 その後、議員定数を「16人」とする修正案が議員発議で提案され、審議を行いました。
 審議の結果、修正案が「賛成多数」で可決されました。
 これにより、次回の高島市議会一般選挙から定数16人で執行されることとなります。

本会議での討論

「14人」とする原案

反対 森脇 徹 議員

4 議席激減では、3 常任委員会が減少するなど維持できず、二元代表の議会機能・権能を著しく弱体化・弱小化する。また、市民の願いを政策提案する議員力が弱まり、市民に与える影響は大きい。議会でも市民とも意見交換する必要がある。

反対 是永 宙 議員

現行の2割以上も削減するのであれば、削減のメリット・デメリットを市民に対して説明し、同時に議会改革案も示して、市民の意見を聴くプロセスが必要であると考えられている。

「16人」とする修正案

賛成 福井 節子 議員

苦渋の選択で、16に賛成する。議会は、行政のチェック機能としての役割、市民の願いを政策に活かす役割が求められる。議会の権能を十分に発揮しての役割も、18名議員から14名議員へと激減では、弱体化させてしまつ。



やっさ！今津！！の夜を照らす灯ろう

今年も暑い夏がやってきました！

高島市の夏の風物詩の一つである「やっさ！今津！！」。たくさんの人で賑わい、そして、小学生や市民の創作灯ろうが夏の夜を幻想的に照らします。

ひとつひとつの灯ろうに込められた大切な想い、願い。それらを次の世代に守りつないでいくことが、私たちの世代に託された使命であると感じずにはいられません。

(議会広報広聴委員会 早川 浩徳・河越 安実治)

令和6年 9月定例会

8月	29日	木	10:00	【本会議】9月定例会開会
9月	10日	火	10:00	【本会議】一般質問(会派代表)
	11日	水	10:00	【本会議】一般質問(個人)
	12日	木		
	13日	金	10:00	総務常任委員会
	17日	火	10:00	文教福祉常任委員会
	18日	水	10:00	産業建設常任委員会
	19日	木	10:00	予算常任委員会
	24日	火	10:00	決算特別委員会
	25日	水		
	30日	月	10:00	【本会議】9月定例会最終日

上記日程は、変更する場合があります。

ミテミテ市議会

議会のインターネット中継をご覧いただけます！

本会議・予算常任委員会の模様をインターネットでライブ配信(生中継)・録画配信しています。スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。



高島市議会のホームページからアクセスできますので、ぜひ一度、議会の様子をご覧ください。

高島市議会



キテキテ市議会

本会議・常任委員会は、原則一般公開しています。ぜひ、お気軽に傍聴にお越しください。

編集後記

議会広報広聴委員会

副委員長 山下 巧

例年より遅い梅雨入りとなりました。極地的な豪雨や梅雨明け後の猛暑も心配される中、新型コロナウイルス感染症は5類移行後1年以上経過し、社会生活もコロナ禍以前のように戻りつつあります。一方で物価高や円安、社会経済状況等の影響で市民生活は厳しさを増していると実感します。

6月定例会では、市民の皆様のため、各議員が一般質問を行うとともに、多くの重要な議案の審議・議決がされました。

議会活動の様子を市民の皆様によりやすくお伝えする議会だよりとなるよう、今後も努めてまいります。

